

(I) 天理市少年剣道教室 運用内規

天理市剣道連盟規約第四条の3により開設する少年剣道教室は、この規定に従う。

一、（以下、名称は、『天理剣道クラブ』という）

二、入室の資格は、天理市在住の小学生、中学生とする。

天理市外については、特に常任理事会の承認を得た場合に入室することが出来る

三、教室に入室商とする者は、別に定める申し込み書に必要事項を記入し、保護者より

会長に申請しなければならない。

新入生の受け入れは毎年度四月、九月の二回行う。

四、教室生は、別に定める入会金と会費を納入しなければならない。

五、稽古時間は、毎日曜日、午前十時より十二時までとする。

六、稽古場所は、天理大学武道場（天理市田井庄町）を借用して行う。

本会には、支部教室を設置することが出来る。

各支部教室には、代表者（連盟の常任理事がこれにあたる）を設置し連盟規約に準じて指導運営をする。

稽古は、別途定める稽古日及び稽古時間に実施する。

七、稽古中及び通室途上の事故については、スポーツ障害保険に加入し、その保証を受けるものとし、連盟はそれ以上の責任を負わない。

八、指導は、市剣道連盟理事以上の役員が行う。

九、連盟は、この内規に違反した者、及び指導者の監督、指導に服しない者の退室を命ずることがある。

この内規は、昭和 五十三年 五月 一日 より発行する。

この内規は、平成 八年 四月 一日 より改定発行する。

この内規は、平成 二十三年 四月 一日 より改定発行する。